

9 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある子どものみを対象とした特別な教育ではなく、すべての子ども一人一人の能力や特性に応じた指導を一層充実させ、子どもが本来持っている力を最大限に発揮できるようにすることである。小・中学校等の通常の学級、通級による指導及び特別支援学級といった、子供たちの多様な教育的ニーズに対応できる連続性のある「多様な学びの場」において、子供一人一人の十分な学びを確保していくことが重要である。このことを踏まえ、児童生徒の自立や社会参加に向けた特別支援教育の更なる充実に努めていただきたい。

(1) 校内支援体制の充実に

学習指導要領には障害のある児童生徒への指導が明記されている。

また、基本方針として、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が謳われ、「学びの連続性を重視した対応」「一人一人の障害状態等に応じた指導の充実」「自立と社会参加に向けた教育の充実」の改善が挙げられている。

これらのことを踏まえ、児童生徒の自立や社会参加に向けた特別支援教育の更なる充実に努めていただきたい。

《主な確認事項》

- 学校経営の重点化構想をもとに、特別支援教育の目標を達成するための手立てが明確で、指導の重点化が図られた全体計画、運行計画が作成されているか。
- 全職員による校内体制が整備され、特別支援教育コーディネーターを中心に実践されているか。
【校内委員会の計画的な実施（日時・内容の明確化）、特別支援教育コーディネーターの役割の明確化、個別の教育支援計画及び指導計画の作成・活用、特別支援学級・通級指導教室における教育課程の理解】
- 校内研修会等が充実し、特別支援教育の理解促進や指導の改善に生かされているか。
- 関係機関との連携が図られているか。（特別支援学校等の助言または援助の活用など）
- 児童生徒の社会参画と自立を目指した学級経営を行ったり、児童生徒の実態に応じて、主体的・対話的で深い学びを目指した授業が行われたりしているか。
- 年間指導計画に沿って特別支援教育が確実に実施され、記録が累積されているか。
- 取組の評価がなされ、改善・充実に役立っているか。（形成的評価と総括的評価）
- 児童生徒の実態に基づいた適切な進路指導が行われているか。
- 担当が代わったときの支援の引継ぎはもとより、進学先との引継ぎについても、保護者の了解を得た上で確実にされているか。（個別の教育支援計画及び指導計画等の活用を通して）
- 児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、本人・保護者に対する十分な情報提供を行いながら、組織的・計画的な進路相談を実施しているか。
- 保護者に対する啓発活動に努めているか。



(2) 「通常の学級」における特別支援教育の充実に

障害の有無にかかわらず学級の児童生徒が、自信を育み本来もっている力を最大限に発揮できるようにするため、児童生徒の理解を深め、安心感を高める指導・支援を行っていただきたい。ユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業や合理的配慮の提供等を行い、通常の学級における特別支援教育の推進を図り、温かくきめ細かな指導を行っていただきたい。

《主な確認事項》

- 通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒を早期に発見し、全職員の共通理解のもと、適切な早期対応・早期支援を行うよう努めているか。
- 「温かい人間関係を育む」指導を行うよう努めているか。（子供に寄り添う 子供同士をつなぐ 等）
- 「分かりやすい環境を整える」指導を行うよう努めているか。（全体と部分の構造を明確にする、情報を取り入れやすくする ユニバーサルデザインの考えを取り入れる等）
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、「うまくいっているところ」に視点を当てた「個別の教育支援計画及び指導計画」が作成されているか。
- 「個別の教育支援計画及び指導計画」をもとに、「いつまでに」「どの程度」といった、より具体的な目標を掲げ、個に応じた指導の充実が図られているか。
- 必要に応じて「合理的配慮」の提供に努めているか。
- 周囲の児童生徒について、正しい理解と認識を育むような指導が行われているか。

(3) 「特別支援学級」、「通級による指導」の質の向上を

特別支援学級及び通級による指導は、法的根拠に基づいて行われるものであり、児童生徒の障害種別や教育的ニーズに応じて行われなければならない。

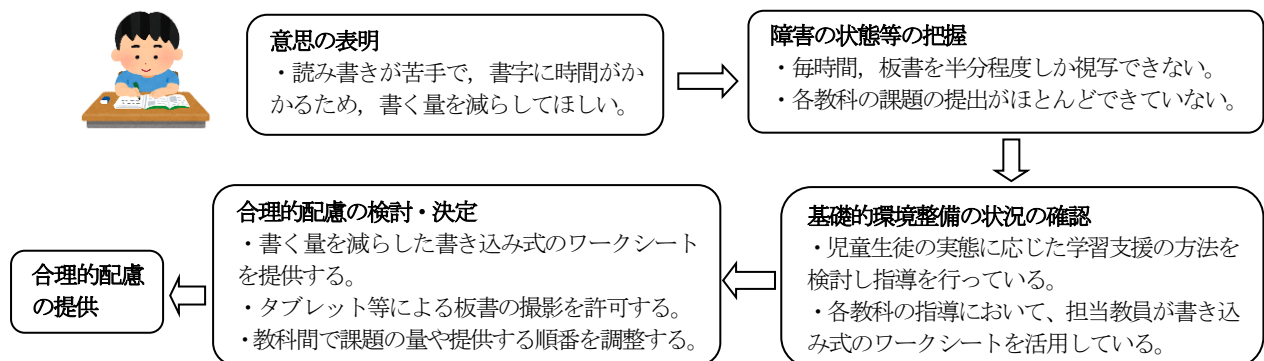
そのため、障害種別にあった学級編成や個々の教育的ニーズに応じた教育課程の編成を行うとともに、指導についての計画（個別の指導計画）又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画（個別の教育支援計画）を個別に作成することにより、個々の児童生徒の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが求められる。また、児童生徒の自立と社会参加に向け「自立活動」の指導を適切に行う必要がある。自立活動の計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではないこと、通級による指導では自立活動の内容を指導することに留意していただきたい。

《主な確認事項》

- 児童生徒の実態や特別支援学級、通級指導教室の障害別の特性に合った適切な学級編成、教育課程が編成されているか。
 - ① 児童生徒の実態を考慮した上で、各教科、道徳科及び特別活動の内容を編成しているか。
 - ② 児童生徒の自立と社会参加に向け、「自立活動」を適切に実施しているか。
 - ③ 自閉症・情緒障害特別支援学級及び通級による指導は「自立活動」の指導が中心となっているか。
- 「個別の教育支援計画及び指導計画」が適切な実態把握をした上で、保護者の同意のもとで作成され、個に応じた指導の充実（自立活動も含めて）が図られているか。
 - ① 目標を、当該児童生徒の実態や障害特性を考慮して立てているか。（「いつまでに」「どの程度」）
 - ② 目標を達成するための指導の手立てが考えられているか。
 - ③ 個別の教育支援計画に合理的配慮について記載しているか。
 - ④ 保護者同意のもとで作成されているか。
 - ⑤ おおむね学期ごとに目標の達成状況を確認し、計画の見直しが行われているか。（PDCAサイクルの確立）
- 一人一人の特性に応じて、授業の工夫・改善や充実に努めているか。
- 授業を実施する際には、本時のねらいのもと、個別目標の達成を目指して展開しているか。
- 自立活動では、児童生徒の実態を適切に把握し、6区分27項目から必要な項目を選び、児童生徒の自立と社会参加を目指して実施しているか。
- 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、学習過程の適切な場面で評価を行っているか。
- 通級による指導では、自立活動の指導の充実が図られているか。
- 児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習が進められているか。その際、関係者が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、双方の児童生徒の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、効果的な活動を設定しているか。

合理的配慮の決定・提供までのプロセス

例：学習障害のあるAさん



○「合理的配慮」の提供に当たっては、本人・保護者と学校の設置者及び学校が、建設的対話による相互理解を通じて合意形成を図ることが大切です。

参考「学校における合理的配慮の提供について」 特別支援教育室 平成28年2月



あの子にとって、
将来、自立するために必要な力（資質・能力）はなんだろう…

子どもが自立していく姿を考えることは、とても大事なことです。

でも…できていない場面ばかり考えていませんか？

子どもがどのような時に困難さを示したか、どのような場面で主体的に（意欲的に）学んでいたのか、それらの理由を振り返ることは、子どもの実態をより深く理解することにつながります。



困難さを感じたのは
どんなときだったかなあ…
そのための支援は…



主体的に学んでいたのは
どんなときだったかなあ…
よさを伸ばすためには…

個々の子どもの実態（困難さと長所やよさ）から、
その子どもにとって必要な指導を考えるのが自立活動の指導です！
それでは、自立活動の授業についても考えてみよう！



自立活動とは…？

個々の子どもが自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能・態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達¹の基盤を培う活動です。
（6区分 27 項目）



自立活動の授業づくり

P

子どもの実態から、
つけたい力（指導目標）と
指導内容を考える

D

子どもの特性を踏まえて
指導方法を工夫する

C

指導の振り返りを行う

A

（指導の振り返りを…）
授業改善に活かす

授業をしたとき
子ども一人一人が
納得できる「個別目標」
になっているか？

1授業を通して
子どもが
どう捉えていたか？
どう感じていたか？
を大事にする。

子どもの「振り返り」から
考えることも
大切です。

① 指示・教示

子どもが理解できる伝え方だったか？

② 発問の意図

子どもに伝わっていたか？

③ 教材

子どもの理解に応じた内容、興味・関心を喚起するものだったか？

④ 学習環境

子どもの活動への参加や理解を促すものだったか？

⑤ どの場面つまづいていたか？

⑥ どの場面でうまくいったか？

指導による「子どもの変容」を捉えることが大切です！



（参考）自閉症のある子どもの自立活動の指導について考えよう！